

あいち食品ロス削減パートナーシップ制度 Q & A

【制度全般】

Q 1 「あいち食品ロス削減パートナーシップ制度」はどのような制度ですか。

A 1 2020 年度の我が国の食品ロス量は、食品関連事業者から発生するものが 275 万トン、一般家庭から発生するものが 247 万トン、合計 522 万トンと推計されています。

食品ロスの発生は、食品そのものが無駄になるだけでなく、その生産から廃棄までに用いられた多くの資源やエネルギーの無駄につながることから、国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくことが重要です。

愛知県では、2022 年 2 月に「愛知県食品ロス削減推進計画」を策定し、食品ロス発生量を 2030 年度までに 2000 年度比で半減させるとともに、食品ロス問題を認知して削減に取り組んでいる消費者の割合 85%を目指すこととしています。目標の達成に向け、愛知県では、消費者や事業者、民間団体等の取組を積極的に支援することとしており、食品ロスの削減に積極的に取り組む企業・団体等を「あいち食品ロス削減パートナー」として登録することで、企業・団体等における食品ロス削減の取組を促進するとともに、その取組を広く周知することで、県民の食品ロス削減に向けた意識の啓発・高揚を図っていきます。

Q 2 登録されると企業にはどのようなメリットがありますか。

A 2 以下のようなメリットがあります。

- ①食品ロスの削減に積極的に取り組む事業者として P R でき、イメージ向上につながります。
- ②愛知県が登録事業者の情報と取組を W e b ページ等で紹介するため、知名度向上につながります。
- ③ロゴマークを自社の食品ロスの削減の取組に活用できます（フードドライブのちらし、企業パンフレット等）。

【第 2 条関係】

Q 3 県外に本社があり、県内に事業所がある場合、事業所名で申請できますか。

A 3 可能です。なお、県外に本社がある場合においても、複数事業所をまとめて一括で申請する際は、企業・団体名等で申請できますが、登録対象は県内の事業所のみです。

Q 4 県内に複数の事業所がありますが、それぞれで申請するのですか、一括で申請するのですか。

A 4 事業所ごとでも、一括でもどちらでも構いません。

事業所ごとに申請する場合は、事業所ごとの取組実績や宣言の内容、取組予定を記入してください。

一括で申請する場合は、様式第 1 号別紙も提出してください。

Q 5 「企業・団体等」に個人は含まれますか。また、法人格を有しない任意団体は含まれますか。

A 5 県内に事業所を有する個人事業主であれば申請できます。また、法人格の有無は問いませんので、任意団体も申請できます。

Q 6 愛知県内に事業所を有していませんが、愛知県内が営業エリアに含まれている場合や、今後事業所を設立する予定がある場合は申請できますか。

A 6 申請時点で愛知県内に事業所がない場合は申請できません。

【第3条関係】

Q 7 申請できる対象者を教えてください。

A 7 愛知県内に事業所を有し、食品ロス削減に向けた取組を実施している企業・団体等が対象となります。

また、登録の資格要件として「県税等の滞納がないこと」、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する事業者等でないこと」、「法令を遵守していること」、「愛知県の信用、品位、イメージを損なうおそれのある取組をしていないこと」の全てを満たすことが必要です。

【第4条関係】

Q 8 自社は食品ロスを発生している事業者ではありませんが、他事業者の食品ロス削減に資する取組を行っています。申請可能ですか。

A 8 需要予測の高度化や、賞味期限の延長、フードバンク活動など、他事業者の食品ロス削減に資する取組を行っている企業・団体等も登録要件を満たします。

Q 9 登録を機に食品ロス削減の取組を実施しようと考えていますが、申請可能ですか。

A 9 申請時点で既に食品ロス削減の取組を実施していることが必要です。

Q 10 取組実績が愛知県外のものしかありませんが、申請可能ですか。

A 10 今後、県内で取り組む予定であれば、これまでの実績については県外のものでも構いません。

Q 11 系列の事業所で取組実績を有していれば、まだ取組を行っていない事業所を含めて申請しても良いですか。

A 11 構いません。

Q 12 食品ロス削減推進宣言に記載すべき内容は何ですか。

A 12 これまで食品ロス削減に取り組んできた実績を踏まえ、今後の取組予定に掲げた取組内容を記載してください。なお、これまで取り組んでこなかった新たな取組を掲げることは必須ではありません。

Q13 食品ロス削減推進宣言は、事業所内及び自社のW e b ページ等全てに掲示及び掲載しなければいけませんか。

A13 いずれか一つの方法で掲示もしくは掲載いただければ結構です。事業所内に掲示されている場合は、掲示状況が確認できる写真をメールで送付してください。複数事業所がある場合は、写真の送付は一か所のみで構いません。自社のW e b ページに掲載する場合は、本社のW e b ページのみに掲載していただいても、事業所ごとのW e b ページに掲載していただいても構いません。

【第5条関係】

Q14 申請書はどのように提出すればよいですか。

A14 下記の提出先へ、郵送、メール又は持参により1部提出してください。添付書類として会社案内等の印刷物を提出される場合は、郵送又は持参してください。
なお、持参の場合は、平日午前8時45分から午後5時30分までに限ります。

【提出先】

愛知県環境局資源循環推進課一般廃棄物グループ
〒460-8501（住所記載不要）
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
電話：052-954-6234（ダイヤルイン）
E-mail：junkan@pref.aichi.lg.jp

Q15 申請に手数料や登録料などの費用はかかりますか。

A15 本制度への登録は無料です。

Q16 申請書に押印は必要ですか。

A16 必要ありません。

Q17 申請書について審査はありますか。

A17 宣言の内容、取組予定についての審査はありませんが、必要事項がすべて記載されているかの確認や、取組実績を有しているかの確認はさせていただきます。

Q18 申請内容は公開されますか。

A18 事業者名、今後の取組予定の取組内容・取組場所は愛知県のW e b ページで公開します。なお、掲載にあたり必要に応じて適宜省略のうえ公開します。

Q19 申請から登録までどれくらいかかりますか。登録された場合、連絡等がありますか。

A19 申請受付後、書類確認等を行った後、登録証の製作を行うため、1か月程度お時間をいただきます。書類の不備や修正等がある場合は、申請書に記入いただいた連絡先に連絡させていただきます。登録となった企業・団体等の皆様にはその旨メールを送付させていただきます。

Q20 取組予定に記載する内容は、各年度の内容を記載すればよいのか、令和8年度までに実施する内容を記載すればよいのかどちらですか。

A20 各年度の内容を記載してください。なお、毎年度の取組予定を同一としていただいても構いません。

Q21 取組予定に記載した内容が未達成になった場合、令和9年度以降の更新ができなくなりますか。

A21 令和9年度以降の制度については未定ですが、登録予定に記載した内容が未達成であったことをもって直ちに更新が認められなくなるものではありません。更新の可否は、取組実績や今後の取組予定を更新時に総合的に勘案して決定します。

Q22 取組内容に数値目標を盛り込まなければなりませんか。

A22 可能な限り数値目標を盛り込んでください。数値目標を盛り込むことで、進捗や達成度の測定が容易となります。

Q23 数値目標の具体例を教えてください。

A23 具体例としては、取組の実施状況を表す数値（例：フードドライブ10回実施や取組の実施による食品ロス削減量）などが挙げられます。

Q24 複数の事業所を一括で申請する場合、様式第1号別紙を提出することになっていますが、愛知県内に事業所が多数あるため作成作業が煩雑です。様式第1号別紙の作成を簡略化することはできますか。

A24 Webページ等により様式第1号別紙に記載すべき内容が確認できる場合は、様式第1号別紙の備考欄にその旨記載することで、様式第1号別紙への個別の事業所情報の記載を省略しても差し支えありません（記載例を参考にしてください）。

【第6条関係】

Q25 県が実施する取組状況の調査や県が主催するイベントなどに協力することは必須ですか。

A25 取組実績の疑義に関する調査など本制度の運用に必要となる調査への協力は必須ですが、それ以外の調査やイベントなどへの協力は可能な限りの協力で結構です。

Q26 登録を取得した後、更新の申請をするまでの間に、県に提出すべき書類はありますか。

A26 提出すべき書類はありません。

【第8条関係】

Q27 登録された後に、会社名や本社所在地が変更点となった場合はどうすれば良いですか。

A27 企業・団体等の名称、所在地等が変更となった場合は、「あいち食品ロス削減パートナーシップ変更届出書」を提出してください。また、企業・団体等の名称が変更となった場合は、登録証を再発行しますので、変更前の登録証についても、合わせて提出してください。

Q28 登録後に、今後の取組予定に記載した内容を変更できますか。

A28 「あいち食品ロス削減パートナーシップ変更届出書」を提出することにより、変更できます。

【第9条関係】

Q29 有効期間が令和9年3月31日なのはなぜですか。

A29 2022年2月に策定した「愛知県食品ロス削減推進計画」において計画期間を令和8年度までとしているためです。

Q30 登録の有効期間が令和9年3月31日ですが、更新の際はどのような書類が必要となりますか。

A30 登録期間中の取組を踏まえて更新するため、初回申請時と同様の書類を提出いただく予定ですが、対象者にあらためて更新のご連絡をします。

Q31 登録された後に、企業・団体等が倒産・解散しましたが、何か必要な手続きはありますか。

A31 登録を継続することが不可能となりますので、「あいち食品ロス削減パートナーシップ解消申請書」を提出してください。登録証についても、返却してください。